

学童大会等バス借上料支払申請の注意事項

◎バス借上料の申請について

各地区予選会を経て、県大会に出場する場合、そのバスの借上料の一部について補助をしますので、速やかにスポーツ振興課市民スポーツ係まで連絡の上、大会終了日から2週間以内にバス借上料支払申請を行ってください。

1. 申請書の提出先 大田原市教育委員会スポーツ振興課
2. 申請書の提出時期 大会終了日から2週間以内（事前にご連絡ください）
3. バス借上料の申請額
 - (1) 那須地区、塩谷地区、南那須地区
1日につき、1回 12,000 円を限度とする。
 - (2) それ以外の地区 1日につき、1回 25,000 円を限度とする。
4. 事前協議・申請等の添付書類
 - (1) 市内、又は地区予選大会の結果
 - (2) 栃木県大会要項
 - (3) 栃木県大会の組み合わせ表、及び大会結果（新聞・雑誌等の報道記録でも可）
 - (4) バス借上料の『見積書』及び『請求書』
⇒バスを借り上げた運送業者等から、見積書及び請求書を預かってきてください。
5. バス借上料の残金
大田原市で負担するバス借上料の額を超える分は、各小学校及びスポーツ少年団等でお支払いください。
6. その他
 - (1) このバス借上料は、各大会出場に合わせて支払いを行っておりますが、予算の関係上、補助できない場合もありますので、出場が決定した場合はできるだけ早い時期にご相談ください。
 - (2) バス使用時に事故が起きた時、補償問題にも関係してくるため、バス借上は、一般貸切旅客運送業者（緑ナンバーバス所有会社）に依頼をしてください。
その他の業者の場合は、借上料の支払い対象としません。
 - (3) バスを借り上げた運送業者等の領収書を請求書に替えることはできません。
 - (4) その他、不明な点については事前にスポーツ振興課にご相談ください。
 - (5) 申請書の様式は HP<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2013082779885/>からダウンロードできます。

〒324-0047
大田原市美原 3 丁目 2-62
栃木県立県北体育館内
大田原市教育部スポーツ振興課
市民スポーツ係
TEL:22-8017 FAX:22-8016